

議案第 1 0 0 号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及
び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3
0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第 1 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定め る職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤 職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条 の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める 職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」 という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第 1 号部分休業の承認) 第 1 9 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げ る範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休 業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、 3 0 分を単位として行うものとする。</u>	(部分休業をすることができない職員) 第 1 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定め る職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考 慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職 員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定す る短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前 再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。 ） (部分休業の承認) 第 1 9 条 <u>部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に 規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、 職員勤務時間条例第 8 条第 1 項又は教職員勤務時 間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（ 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除</u>

2 職員勤務時間条例第15条若しくは教職員勤務時間条例第17条に規定する特別休暇又は職員勤務時間条例第16条の2若しくは教職員勤務時間条例第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員勤務時間条例第15条若しくは教職員勤務時間条例第17条に規定する特別休暇又は職員勤務時間条例第16条の2若しくは教職員勤務時間条例第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員（職員給与条例又は教職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第18条（教職員給与条例第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をし

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員（職員給与条例又は教職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第18条（教職員給与条例第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

たことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第20条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため <u>1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び1年につき非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。</u> ）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」と	(給与の減額) 第20条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため <u>1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。</u> ）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態

いう。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 、介護時間 (当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間 (当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は修学部分休業 (当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

ごとに、連続する3年の期間 (当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は修学部分休業 (当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後のさいたま市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後のさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。